

ホルムアルデヒド発散建築材料性能評価申請要領

一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課

1. 申請の対象

1. 申請の対象等

本申請は、一般財団法人 日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が行う建築基準法第 68 条の 25 第 3 項（建築基準法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定に係わる性能評価のうち、「ホルムアルデヒド発散建築材料」の性能評価に適用します。

①建築基準法の法令区分

建築基準法施行令第 20 条の 7 第 2 項、第 3 項、第 4 項

②審査委員会

化学物質発散材料性能評価委員会

2. 申請の分類

本申請は、建築材料の種類ごとに 1 つの申請が必要です。また 1 つの申請毎に試験が必要です。

1 申請で申請可能な建築材料のバリエーションについては別途お問い合わせ下さい。

2. 申請から大臣認定までの流れ

<p>①問合せ</p>	<p>○事前打合せ、申請受付、手続きに関する問合わせ 事務局：建築確認評定センター 性能評定課 TEL：06（6966）7600（代）／FAX：06（6966）7680</p> <p>○技術的内容のお問合せ、具体的な試験の内容、試験体の作製、搬入、試験の実施日程等に関する問合わせ 試験所：試験研究センター 材料試験室 TEL：06（6834）0271／FAX：06（6834）0995</p>
<p>②事前打合せ</p>	<p>事務局と以下の内容について事前に打合せを行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none">①評価申請内容②製造工程フロー・提出図書の内容 本要領をご参照のうえ、詳細は事務局にお問い合わせ下さい。・申請における留意事項 申請に際しては以下の規程類をよくお読みください。<ul style="list-style-type: none">①本要領②性能評価業務約款③ホルムアルデヒド発散建築材料性能評価業務方法書
<p>③申請図書の提出 ・受付・契約</p>	<ul style="list-style-type: none">・提出先 建築確認評定センター 性能評定課・提出図書<ul style="list-style-type: none">①性能評価申請書…………… 1 部②性能評価用提出図書（申請用）…………… 打合せによる <p>1. 事前検討会における受付ヒアリング</p> <p>原則、事前検討会で申請内容のヒアリングを行います。ヒアリングの要否、日時、必要資料については事務局より連絡致します。</p> <p>事前検討会で、提出図書の内容について確認を行い、不備がないときは申請を受け付けます。不備がある場合は指定する日までに修正をしていただきます。また、事前検討会で指摘された内容を「性能評価経過報告書」に記録し回答を記載したうえで事務局</p>

	<p>に提出して下さい。</p> <p>2. 受付</p> <p>受付後、受諾書及び請求書を発行いたします。受諾書には手数料(41万円)、業務期日が記載されていますのでご確認ください。また、請求書に記載された支払期日までに指定の銀行口座に手数料をお振り込みください。</p>
<p>④性能評価試験の実施</p>	<p>1. 試験体の選定</p> <p>性能評価用提出図書に記載された申請範囲から、試験体の選定を行います。選定された試験体を、指定する方法で採取して頂き、指定された日時までに試験研究センター材料試験室に送付して下さい。</p> <p>2. 性能評価試験の実施</p> <p>性能評価試験は、「ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価業務方法書」に基づき、原則、試験研究センター 材料試験室が行います。</p>
<p>⑤委員会開催</p>	<p>1. 委員会での審査</p> <p>審査は、「化学物質発散材料性能評価委員会」で行います。事前検討会で指摘された内容を修正した性能評価用提出図書(委員会版)を委員会の1週間前までに1部提出して下さい。</p> <p>2. 審査結果の連絡</p> <p>審査結果は、事務局より申請者へ文書にて連絡します。また、委員会で指摘及び検討事項も併せて連絡いたします。</p>
<p>⑥性能評価書の発行</p>	<p>1. 性能評価用提出図書(最終版)の整備</p> <p>委員会での指摘事項及び検討事項の回答書およびそれらを反映させた性能評価用提出図書(最終版)を1部提出して下さい。</p> <p>2. 性能評価書の発行</p> <p>上述の内容を確認したうえで、性能評価書を発行します。</p>
<p>⑦大臣認定申請</p>	<p>性能評価書が発行されましたら、国土交通大臣に構造方法等の認定申請を行って下さい。申請に際しては、委員会終了後にお送りします「国土交通大臣への認定申請手続きについて」をご参照下さい。なお、法人では大臣認定代理申請を行っていません。詳しくは事務局にお問い合わせ下さい。</p>